

大館市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。)に沿って定めるものとする。

(総合事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域において支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 法第115条の45第1項第1号に規定する事業(以下「第1号事業」という。)のうち次に掲げる事業
 - ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(第1号訪問事業(以下「第1号訪問事業」という。)として次に掲げる事業
 - ・ 訪問介護相当サービス
 - イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)として次に掲げる事業
 - ・ 通所介護相当サービス
 - ウ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(以下「第1号介護予防支援事業」という。)
- 二 法第115条の45第1項第2号に規定する事業(以下「一般介護予防事業」という。)のうち次に掲げる事業。
 - ア 指針第3第2項に規定する介護予防普及啓発事業として次に掲げる事業
 - (1) 健康相談事業
 - (2) 生きがい健康づくり支援事業
 - (3) 認知症予防教室事業
 - イ 指針第3第2項に規定する地域介護予防活動支援事業として次に掲げる事業
 - (1) 食生活改善事業
 - (2) 地域介護予防活動支援事業

(総合事業の実施主体)

第4条 前条に掲げる総合事業の実施主体は、大館市とする。

(総合事業の実施方法)

第5条 前条の規定に関わらず、次に掲げる事業は、法第115条の45の5に基づいて市長が指定する者(以下「指定事業者」という。)により実施する。

一 訪問介護相当サービス

二 通所介護相当サービス

2 前項に規定する指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けた者とみなされたものは訪問介護相当サービスを、同条の規定により第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は通所介護相当サービスをそれぞれ実施することができる。

3 次に掲げる事業は、法第115条の47第4項に基づき適切に事業が実施できると認められる者に委託して実施する。

一 第1号介護予防支援事業

二 生きがい健康づくり支援事業

三 認知症予防教室事業

(事務の委託)

第6条 次に掲げる事業(以下「指定訪問・通所事業」という。)に係る法第115条の45の3第5項に規定する審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託する。

一 訪問介護相当サービス

二 通所介護相当サービス

2 基本チェックリスト(様式第1号)を用いた判定(以下「事業対象者判定」という。)に係る事務は、地域包括支援センターに委託することができる。

(指定訪問・通所事業等に要する費用の額)

第7条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表に掲げるサービスの種類ごとに、対応する1単位の単価と単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その1円未満の端数を切り捨てる。

(指定訪問・通所事業等に要する費用の支給)

第8条 市長は、前条第1項の規定により算定された指定訪問・通所事業に要する費用の額(その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

2 指定訪問・通所事業の利用者が第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定める所により算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(指定訪問・通所事業等に係る費用の支給限度額)

第9条 前条の規定による支払う額の限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。

2 前項の規定を第13条第2号に規定する事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数とする。

3 居宅要支援被保険者が指定訪問・通所事業及び介護予防サービス等(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。)を利用するときは、指定訪問・通所事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第10条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第11条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額である時は、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(第1号事業の利用対象者)

第12条 第3条第1号に掲げる事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者
- 二 省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)

(第1号事業対象者の被保険者証)

第13条 被保険者が事業対象者となった場合には、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

- 一 事業対象者である旨
- 二 基本チェックリスト実施日(事業対象者判定を実施した日をいう。以下同じ)
- 三 第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称

(事業対象者にかかる第1号事業の利用)

第14条 事業対象者は、チェックリスト実施日から第1号事業を利用することができる。

2 基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間(以下「認定有効期間」という。)内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から第1号事業を利用できるものとする。

3 前項の規定が適用させる事業対象者の有効期間は、次条の規定を同条の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「認定有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するも

のとする。

(事業対象者の有効期間)

第15条 事業対象者としての有効期間は基本チェックリスト実施日を基準日とし、期限を定めないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行期日前においてもすることができる。

(経過措置)

2 基本チェックリスト実施日が平成29年3月31日以前である場合においては、各規定「基本チェックリスト実施日」とあるのを「平成29年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行期日前においてもすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定に基づく費用の額の算定に関し必要な届出その他の手続きは、この要綱の施行の日前においてもすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定に基づく費用の額の算定に関し必要な届出その他の手続きは、この要綱の施行の日前においてもすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定に基づく費用の額の算定に関し必要な届出その他の手続きは、この要綱の施行の日前においてもすることができる。

別表（第7条関係）

サービスの種類	1単位 当たり の単価	単位数
訪問介護相当サービス	10円	（1月につき） イ 訪問型サービス費 （1）1週に1回程度の場合 1,176単位 （2）1週に2回程度の場合 2,349単位 （3）1週に2回を超える程度の場合 3,727単位 ロ 初回加算 200単位 ハ 生活機能向上連携加算 （1）生活機能向上連携加算（ ） 100単位 （2）生活機能向上連携加算（ ） 200単位 ニ 口腔連携強化加算 50単位 ホ 介護職員処遇改善加算 （1）介護職員処遇改善加算（ ） イからニまでにより算定した単位数に137/1000を乗じた単位数 （2）介護職員処遇改善加算（ ） イからニまでにより算定した単位数に100/1000を乗じた単位数 （3）介護職員処遇改善加算（ ） イからニまでにより算定した単位数に55/1000を乗じた単位数 ヘ 介護職員等特定処遇改善加算 （1）介護職員等特定処遇改善加算（ ） イからニまでにより算定した単位数に63/1000を乗じた単位数 （2）介護職員等特定処遇改善加算（ ） イからニまでにより算定した単位数に42/1000を乗じた単位数 ト 介護職員等ベースアップ等支援加算 イからニまでにより算定した単位数に24/1000を乗じた単位数
通所介護相当サービス	10円	（1月につき） イ 通所型サービス費 （1）事業対象者・要支援1 1,798単位 （2）事業対象者・要支援2 3,621単位 ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位 ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位 ニ 栄養アセスメント加算 50単位 ホ 栄養改善加算 200単位 ヘ 口腔機能向上加算 （1）口腔機能向上加算（ ） 150単位 （2）口腔機能向上加算（ ） 160単位 ト 一体的サービス提供加算 480単位

		<p>チ サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 ()</p> <p>事業対象者・要支援1 88単位</p> <p>事業対象者・要支援2 176単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 ()</p> <p>事業対象者・要支援1 72単位</p> <p>事業対象者・要支援2 144単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 ()</p> <p>事業対象者・要支援1 24単位</p> <p>事業対象者・要支援2 48単位</p> <p>リ 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 () 100単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 () 200単位</p> <p>ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1回につき)</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 () 20単位</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 () 5単位</p> <p>6月に1度を限度とする</p> <p>ル 科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>ヲ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 ()</p> <p>イからルまでにより算定した単位数に59/1000を乗じた単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 ()</p> <p>イからルまでにより算定した単位数に43/1000を乗じた単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 ()</p> <p>イからルまでにより算定した単位数に23/1000を乗じた単位数</p> <p>ヅ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ()</p> <p>イからルまでにより算定した単位数に12/1000を乗じた単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 ()</p> <p>イからルまでにより算定した単位数に10/1000を乗じた単位数</p> <p>カ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>イからルまでにより算定した単位数に11/1000を乗じた単位数</p>
介護予防ケアマネジメント	10円	<p>(1月につき)</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 442単位</p> <p>ロ 初回加算 300単位</p> <p>ハ 委託連携加算 300単位</p>
備考		
<p>その他、訪問介護相当サービスおよび通所介護相当サービスにおける各単位数は、介護保険法施行規則第四百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準に準じる。</p>		